



## 大崎市教職員の定期健康診断業務仕様書

### 1 目的

大崎市立小学校・中学校・義務教育学校に勤務する教職員の健康診断を適切に実施し、その結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等の適切な措置を取ることを目的とする。

### 2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 健康診断日時及び場所

- (1) 令和8年7月27日(月)、29日(水)、30日(木)

大崎市古川保健福祉プラザ(大崎市古川三日町2丁目5-1)

受付 7時30分～10時00分、12時30分～13時30分

- (2) 令和8年8月5日(水)

岩出山スクーレハウス(大崎市岩出山字船場2-1)

受付 7時30分～10時00分、12時30分～13時30分

※感染状況に応じて会場変更を行う場合もあるため、詳細は市と別途協議すること。

### 4 検査対象者及び検査項目

別表「大崎市教職員の定期健康診断 検査項目一覧」に定めるものとする。

### 5 胸部X線直接撮影・胃部X線撮影検査項目詳細

#### (1) 撮影

- ①撮影機器の種類を明らかにする。胸部X線撮影は原則として直接撮影で、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する。胃部X線撮影は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準注を満たす撮影機器を使用する。
- ②胃部X線撮影の撮影枚数は最低8枚とする。
- ③胃部X線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- ④撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること(撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く)。撮影技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を市の求めに応じて報告すること。
- ⑤胸部X線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

## (2) 読影

- ①胃腸X線読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を市の求めに応じて報告すること。
- ②胃腸X線読影は、原則として2名以上の医師によって行う(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)。胸部X線読影は、原則として2名以上の医師によって行う(うち一人は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師)。その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。

## 6 受診票等の準備

検査に要する受診票等の準備については受託者が行い、配布方法等の詳細については市と協議する。

## 7 実施事項

検診を円滑に実施するため、以下の事項により実施する。

- ①会場、物品、機器の準備
- ②健診車両の配置
- ③会場の整理
- ④健診案内・受付
- ⑤検査に関する説明
- ⑥会場の撤収
- ⑦その他健診に必要とされる業務

※全ての業務において、受診見込人数を考慮し、業務時間内に終了可能な人員を配置すること。また、感染症対策を行うこと。

## 8 結果等の提出

- (1) 受託者は受注業務を終了したときは、速やかに個人あて結果通知書を作成し、学校毎に配布すること。なお、配布方法等詳細については市と協議すること。
- (2) 市に対しては、下記の様式により全学校の検診結果を提出すること。詳細については市と協議すること
  - ①健康診断結果報告書及び成績表報告書
  - ②個人健診結果一覧表
  - ③受診結果を収録した記録媒体(電子データは、原則として Microsoft Office2016(Excel)を利用して作成するか、2010 互換のデータ形式としCD-Rに格納すること)

## 9 記録の保存

健診結果については5年間保存するものとし、市が請求した場合は速やかに提出すること。

### 10 委託料の支払い

受託者は7に定める結果提出を終えた後、請求書により市に委託料を請求する。なお、その際は小学校・中学校の内訳を示すこと。

### 11 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 12 入札金額

- (1) 見積単価に各検査項目の予定数量を乗じた額の合計を入札金額とし、落札金額の根拠となる単価を契約単価とする。（ただし、消費税は除く）

なお、この場合において、落札額に相当する業務量を保証するものではないことに留意すること。

### 13 その他

- (1) 他の健診と同時に実施するため、受診者が混乱しないような体制や会場づくり、応対を行うこと。
- (2) 個人情報保護に努めること。
- (3) 不測の場合が生じたときは、市と協議をすること。

## 大崎市教職員の定期健康診断業務積算内訳書

検査項目	対象者	人数 (予定)	一人あたり単価	合計	備考
基礎検査 (身長・体重・血圧・尿・視力・診察)	小・中学校教職員全員	500			単価契約
基礎検査 (腹囲)	小・中学校教職員 35歳及び40歳以上	320			単価契約
血液検査① 貧血・血糖・GPT・γ-GTP・GOT 血清トリグリセライド量(中性脂肪)	小・中学校教職員全員	500			単価契約
血液検査② LDLコレステロール HDLコレステロール	小・中学校教職員全員	500			単価契約
採血料	小・中学校教職員全員	500			単価契約
心電図検査	小・中学校教職員全員	500			単価契約
眼底検査	小・中学校教職員 40歳以上の対象者	80			単価契約
聴力検査	小・中学校教職員 35歳及び40歳以上	320			単価契約
血液検査③ ヘモグロビンA1c	小・中学校教職員のうち 食後10時間未満の者	180			単価契約
胃がん検診	小・中学校教職員 40歳以上	200			単価契約
胸部X線直接撮影検査	小・中学校教職員全員	540			単価契約
結核検診精密検査 (直接撮影検査) 喀痰検査 ※検査は受託業者指定場所で実施	小・中学校教職員のうち 胸部X線直接撮影で 異常が認められた者	5			単価契約
			小計		
			税		
			合計		

別表

## 大崎市教職員の定期健康診断 検査項目一覧

検査項目	対象者
基礎検査 (身長・体重・血圧・尿・視力・診察)	小・中学校教職員全員
基礎検査 (腹囲)	小・中学校教職員 35歳及び40歳以上
血液検査① 貧血・血糖・GPT・ $\gamma$ -GTP・GOT 血清トリグリセライド量(中性脂肪)	小・中学校教職員全員
血液検査② LDLコレステロール HDLコレステロール	小・中学校教職員全員
採血料	小・中学校教職員全員
心電図検査	小・中学校教職員全員
眼底検査	小・中学校教職員 40歳以上の対象者
聴力検査	小・中学校教職員 35歳及び40歳以上
血液検査③ ヘモグロビンA1c	小・中学校教職員のうち 食後10時間未満の者
胃がん検診	小・中学校教職員 40歳以上
胸部X線直接撮影検査	小・中学校教職員全員
結核検診精密検査 (直接撮影検査) 喀痰検査 ※検査は受託業者指定場所を実施	小・中学校教職員のうち 胸部X線直接撮影で 異常が認められた者

※受付業務,結果通知等作成料,前年度データ移行費等,健診に要する費用全てを含む